

亀山市告示第99号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

なお、平成27年亀山市告示第87号（収納取扱金融機関の指定）は、廃止する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 収納取扱金融機関の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社三十三銀行	四日市市西新地7番8号
北伊勢上野信用金庫	四日市市安島二丁目2番3号
鈴鹿農業協同組合	鈴鹿市地子町1268番地
東海労働金庫	名古屋市中区新栄一丁目7番12号
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町二丁目2番1号
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄三丁目33番13号
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

2 事務の範囲

亀山市下水道事業の業務に係る公金の収納の事務の一部

3 指定年月日

令和4年4月1日